

平成25年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月27日 午前10時00分		
	閉 会	9月27日 午前10時32分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課長	金 城 正 明		
	経済課長	小那覇 安 隆		

平成25年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成25年9月27日（金曜日）

1. 開 議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第32号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第33号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第34号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第35号	今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第36号	平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	討論・採決
6	議案第37号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
7	議案第38号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について	討論・採決
8	議案第39号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
9	議案第40号	工事請負契約について	討論・採決
10	議案第41号	工事請負契約について	討論・採決
11	認定第1号	平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
12	認定第2号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
13	認定第3号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
14	認定第4号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
15	決議第2号	県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議	説明・質疑 討論・採決
16	陳情第17号	県産品の優先使用について（要請）	報告・質疑 討論・採決
17	陳情第18号	平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書	報告・質疑 討論・採決
18	意見書第7号	県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書	説明・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	意見書第8号	北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
20		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
21		閉会中の継続審査申出書（経済建設委員会）	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第34号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第35号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第36号 平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第37号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決

いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第38号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第39号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第40号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第40号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第40号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「議案第41号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「認定第1号 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第12. 「認定第2号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第13. 「認定第3号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第14. 「認定第4号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第15. 「決議第2号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君

決議第2号

平成25年9月27日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 篤 哉

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議

去る6月21日、在沖米軍第18航空団は、1月から米軍嘉手納基地に暫定配備しているF22ラプターの配備期間延長を発表し、7月1日には、防衛省が、米軍普天間飛行場に追加配備されるMV22オスプレイ12機が山口県岩国飛行場での機能確認のための試験飛行実施後、普天間飛行場に移動すると発表した。そして実際、7月30日に岩国基地に搬入し、間髪を入れず8月3日に普天間基地に2機を追加配備し、残り10機については、5日午後が発生した宜野座村の米軍キャンプ・ハンセン訓練場内での米軍HH60救難用ヘリコプターの墜落事故を受けて、一時中止されていたが追加配備が強行された。このような中8月27日にネバダ州で、普天間飛行場に配備されているMV22オスプレイと同型機が訓練中に着陸に失敗し、機体が

炎上したとのニュースが報じられた。

オスプレイの県内配備については、その安全性に対する大きな疑念から本村議会をはじめ、県内41市町村議会の全てにおいてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、昨年9月9日には「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」を開催。オスプレイ配備計画の即時撤回と普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会において「安全確保策」を正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日に普天間飛行場にオスプレイ12機を強行配備した。

しかし、同安全宣言は、「できる限り」、「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件付きのものとなっており、オスプレイ配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件について、防衛省は7月30日、「日米合意に違反する飛行の確証は得られていない」との検証結果を公表し、米軍が合意に基づき飛行していると繰り返し述べている。

このような状況下において、ラプター12機の暫定配備期間を延長した上に、さらにオスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本村議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、決議する。

平成25年9月27日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
第18航空団司令官

以上。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「決議第2号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫

定配備期間延長に関する抗議決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第2号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター
暫定配備期間延長に関する抗議決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 「陳情第17号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。経済建設委員長 與儀常次君。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成25年9月27日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第17号	県産品の優先使用について (要請)	採 択 す べ き も の	地場産業の根幹を担うのは「県 産品の愛用です」。県産品愛用は地 域経済の活性化と地域の雇用に大 きく寄与しており、計画の実現に 向けて今まで以上に全県民一体と なって取り組む必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第17号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第17号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第17. 「陳情第18号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年9月27日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第18号	平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書	採択すべきもの	<p>40年ぶりの理科授業時数の大幅増が示され、特に観察・実験を重視しその時間を増加させたことは、理科・技術立国を目指す日本にとっては大いに歓迎されるものである。</p> <p>よって、「理科教育振興法」理科教育設備整備充実のために全国の児童・生徒たちが、新学習指導要領に沿った観察・実験授業を十分にできるよう、積年の老朽化した実験器具の更新など、学校の理科設備の整備充実を強く求める。</p>	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第18号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第18号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第18、「意見書第7号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時21分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君

意見書第7号

平成25年9月27日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 篤 哉

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書

去る6月21日、在沖米軍第18航空団は、1月から米軍嘉手納基地に暫定配備しているF22ラプターの配備期間延長を発表し、7月1日には、防衛省が、米軍普天間飛行場に追加配備されるMV22オスプレイ12機が山口県岩国飛行場での機能確認のための試験飛行実施後、普天間飛行場に移動すると発表した。そして実際、7月30日に岩国基地に搬入し、間髪をいれず8月3日に普天間基地に2機を追加配備し、残り10機については、5日午後が発生した宜野座村の米軍キャンプ・ハンセン訓練場内での米軍HH60救難用ヘリコプターの墜落事故を受けて、一時中止されていたが追加配備が強行された。このような中8月27日にネバダ州で、普天間飛行場に配備されているMV22オスプレイと同型機が訓練中に着陸に失敗し、機体が

炎上したとのニュースが報じられた。

オスプレイの県内配備については、その安全性に対する大きな疑念から本村議会をはじめ、県内41市町村議会の全てにおいてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、昨年9月9日には「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」を開催。オスプレイ配備計画の即時撤回と普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会において「安全確保策」を正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日に普天間飛行場にオスプレイ12機を強行配備した。

しかし、同安全宣言は、「できる限り」、「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件付きのものとなっており、オスプレイ配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件について、防衛省は7月30日、「日米合意に違反する飛行の確証は得られていない」との検証結果を公表し、米軍が合意に基づき飛行していると繰り返し述べている。

このような状況下において、ラプター12機の暫定配備期間を延長した上に、さらにオスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本村議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

以上。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「意見書第7号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター

暫定配備期間延長に関する意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第7号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 「意見書第8号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する意見書」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君

意見書第8号

平成25年9月27日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する意見書

医療は、教育等とともに住民が安心して暮らしていくための不可欠にして最重要な基本的社会資本である。政治・行政に携わる者にとっては、絶えずその整備強化を図っていく責務がある。

近年、全国的に病院経営が厳しくなっており、特に医師や看護師等の専門職の偏在などから、都市部から離れた圏域に存在する中小病院においては専門職の確保ができず、基幹病院としての機能を十分に発揮できないでいる。北部医療圏域においても全国と同様な困難に直面し、県立病院において産科医、小児科医、内科医、外科医等の専門医の確保ができず、機能縮小せざるを得ない状況に陥っており、そのことが残った医師の疲弊感をさらに増幅させるといった悪循環をもたらしている。

また、診療機能が十分に確保できないため、地域の患者の20%以上が中南部の病院に受診せざるを得ない状況を作り出しており、患者のみならず家族にとっても身体的・経済的に大きな負担となっている。さらに、北部医療圏は、沖縄本島の約半分を占めるとともに3離島村を含めて構成されており、その広い地域に住民が散在して生活を営んでいるため、都市地区との医療格差が生じている。

このような状況は、北部住民にとって決して看過できるものではなく、地域住民の安全と安心な暮らしを守るためにも、沖縄県が主導して地域と議論しながら新たな抜本的な解決策を早急に模索していく必要がある。

今般、改訂された沖縄県保健医療計画（第6次）において、北部医療圏の課題解決に向けて、県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した新たな基幹的病院構想等を含めた広範な議論を行うことが求められている。

私ども今帰仁村議会は、この長く続いている北部医療の機能縮小の流れを止めるため、下記の機能を有した新たな基幹病院（マグネット病院）の設立を強く要請する。

記

1. 500床規模の機能集約病院であること
2. 多様な病気に対応できる地域完結型の機能を持つこと。
3. 専門医から研修医・学生まで育てていく教育機能を持つこと。
4. 安心して産み育てることができる十分な産婦人科・小児科の機能を持つこと。
5. ドクターヘリの機能を有する救急救命病院であること。
6. 離島・僻地診療所への医師派遣等のバックアップ機能を持つこと。
7. 災害発生時の対応ができる病院であること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

以上。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。
これから「意見書第8号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する意見書」を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。
したがって「意見書第8号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。
日程第20. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。
総務文教委員長から目下委員会において、継続審査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りします。
総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。
したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。
日程第21. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。
経済建設委員長から目下委員会において、継続審査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りします。
経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。
これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時32分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

副 議 長 内 間 利 三

署名議員 石 川 清 友

署名議員 内 間 利 三